事　務　連　絡
令和５年１月27日

都道府県
各　指定都市　生活困窮者自立支援制度主管部局　御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者の就労訓練事業の活用促進等に関する周知への
御協力について（情報提供）

平素より、厚生労働行政の推進につき、御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、就労訓練事業の活用等により、SDGｓの目標である「１　貧困をなくそう」や「８　働きがいも　経済成長も」などの取組に資するものと考えられることから、別添の依頼を経済団体等に送付し、活用促進の依頼を行いました。

自治体の御担当者におかれましても、就労訓練事業所の開拓等を行う場合は、個別の事業所だけでなく、地域の経済団体等も含め、SDGｓの取組と関連づけるなどにより、積極的にアプローチすることを通じて、就労訓練事業の活用促進に努めていただきますようお願いいたします。

【送付内容】
・生活困窮者の就労訓練事業の活用促進等に関する周知への御協力について（依頼）

（連絡先）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室　米沢、米谷、山下
電話　03-5253-1111（内線2234、2876）
夜間　03-3595-2615
ＦＡＸ　03-3592-1459

事　務　連　絡
令和５年１月 27 日

一般社団法人
日本経済団体連合会 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者の就労訓練事業の活用促進等に関する周知への
御協力について （依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化することを目的として平成 27 年４月から施行され、同法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体において生活困窮者の自立促進のための各種事業が実施されています。

その事業の一つとして、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する「就労訓練事業」があります。

この就労訓練事業を活用し、企業が生活困窮者を受け入れることにより、地域社会・経済を維持・活性化できるとともに、SDGｓの目標の一つである「１貧困をなくそう」や「８働きがいも　経済成長も」などの取組にも資するものと考えられます。

また、生活困窮世帯の子どもに対しては、貧困の連鎖防止のため、学習支援のほか進路選択等に関する相談等の支援を実施する「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。自治体の中では職業体験や体験学習等が実施されている例もあり、こうした取組に御協力いただくことも、「１貧困をなくそう」などの取組に資するものと考えられます。

生活困窮者自立支援制度、「就労訓練事業」、「子どもの学習・生活支援事業」

等の具体的な内容については下記に記載しておりますので、これらの内容について御了知の上、貴会会員に対する周知に御協力いただくとともに、就労訓練事業の活用促進等を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

第１　生活困窮者自立支援制度の概要（参考１参照）

生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

全国の福祉事務所設置自治体（令和４年４月現在、906 自治体）が実施主体となり、必須事業として、「自立相談支援事業」（自立相談支援機関における相談支援の実施）、「住居確保給付金の支給」を、任意事業として「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」等を実施しています。

第２　「就労訓練事業」の実施について（参考２参照）

１　事業の概要

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」など法に基づく事業等を行うほか、適切な役割分担のもと、ハローワークなど地域の様々な主体がチームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築しています。

就労訓練事業では、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある生活困窮者を企業が受け入れ、本人の状況に応じて、適切な配慮の下、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行っています。就労訓練事業を実施するに当たっては、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の認定を受けることが必要です。

就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指しています。

（１）就労訓練事業について

自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け

入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

（２）利用者について

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

【参考】SDGｓの取組としての就労訓練事業の事例

（１）A 社（建設業）

公共インフラ工事で地域の安全を支えるとともに、積極的に SDGｓの目標を事業の中に取り込み推進し、地域社会の課題と共生することで、企業の信頼性の向上と同時に従業員のやりがい・幸福を追求している。

SDGｓの目標である「１　貧困をなくそう」「10　人や国の不平等をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

就労訓練事業所として、生活困窮者の就労を支援するなかで、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている。生活困窮者の受け入れに当たっては、自立相談支援機関と連携し、利用者の特性に配慮しながら、利用者の希望を確認したうえで、従事する仕事を準備しており（建設業であるが、事務職で受け入れる場合もある）、概ね２か月の受け入れ期間としている。具体的な助言や振り返りを行うなど、利用者が安心して業務を行えるよう配慮している。

（２）B 社（社会福祉法人）

「地域とともに持続可能な笑顔あふれる社会の実現に貢献したい」との思いから、SDGｓの浸透を促すとともに、多様な主体の連携・協働関係を構築するなど、「誰一人として取り残さない」多様性、包摂性のある社会の実現に向け取り組んでいる。

SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

長期離職者、ニートやひきこもり、心身に課題があるなどにより、直ちに一般就労が難しい、又は就労に困難を抱える生活困窮者に対し、職場体験実習や就労の機会等の提供を通じて、社会復帰に向けた就労訓練事業の支援を

実施している。

２　認定就労訓練事業者に対する支援

認定就労訓練事業者に対する支援として、以下を実施しています。

〇認定就労訓練事業を実施する事業者に対する立ち上げ時の初度経費の補助

〇地方自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い（優先発注）

※就労訓練実施後、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に事業主に対する助成（特定求職者雇用開発助成金）。

※社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者には、税制上の措置を実施。

３　就労訓練事業の認定手続

就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市に所在する場合は市長）の認定を受けることが必要です。認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。申請の詳細は自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（１）申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」に、（２）の書類を添えて管轄都道府県等に提出。

（２）申請に添付する書類

- 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- 誓約書
- その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

＜資料１＞　就労訓練事業リーフレット

生活困窮者のための就労訓練事業を考えてみませんか？

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf

＜資料２＞問い合わせ先一覧
自治体の生活困窮者自立支援制度担当部署の一覧をご参照ください。

４　就労訓練事業の活用促進について

就労訓練事業では、就労に関して課題を抱える生活困窮者が、一般就労に向けステップアップできるよう支援しており、実施に当たっては生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供していただける民間企業等の御理解と御協力が必要です。まずは、就労訓練事業の認定取得について御検討いただくとともに、自治体等から就労訓練事業による生活困窮者の受入れについて依頼があった際には前向きな御対応をお願いします。

第３　子ども学習・生活支援事業者との連携について（参考３参照）

「子どもの学習・生活支援事業」は、貧困の連鎖防止のため、主に生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援、居場所づくり、日常生活の支援、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施し、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援に取り組んでおり、SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現する取組の一つです。

本事業では子どもが将来を考えるきっかけとなる職業体験や体験学習等も実施しており、実施に当たっては、民間企業含めた様々な関係者との連携が重要です。そのため、こうした取組につき、本事業を実施している自治体、社会福祉法人、NPO 法人等の事業者から協力依頼があった際には、連携について前向きな御検討をお願いします。

なお、地域における「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況等については、自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（添付資料）
資料１　就労訓練事業リーフレット
資料２　問い合わせ先一覧

参考１　生活困窮者自立支援制度の概要
参考２　生活困窮者に対する就労支援
参考３　子どもの学習・生活支援事業

事　務　連　絡
令和５年１月 27 日

全国社会福祉法人経営者協議会 御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者の就労訓練事業の活用促進等に関する周知への
御協力について　（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化することを目的として平成 27 年４月から施行され、同法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体において生活困窮者の自立促進のための各種事業が実施されています。

その事業の一つとして、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する「就労訓練事業」があります。

この就労訓練事業を活用し、企業が生活困窮者を受け入れることにより、地域社会・経済を維持・活性化できるとともに、SDGｓの目標の一つである「１貧困をなくそう」や「８働きがいも　経済成長も」などの取組にも資するものと考えられます。

社会福祉法人におかれては、現在も、「地域における公益的な取組」において生活困窮者支援に積極的に取り組んでいただくとともに、自立相談支援機関をはじめとした生活困窮者自立支援制度の各事業とも連携いただいているところです。引き続き、生活困窮者支援への積極的な取組及び生活困窮者自立支援制度との連携いただくとともに、下記に就労訓練事業等の具体的な内容について記載しておりますので、これらの内容について御了知の上、会員法人に対する周知に御協力いただくとともに、改めて就労訓練事業の活用促進を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

第１　生活困窮者自立支援制度の概要（資料１参照）

生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

全国の福祉事務所設置自治体（令和４年４月現在、906 自治体）が実施主体となり、必須事業として、「自立相談支援事業」（自立相談支援機関における相談支援の実施）、「住居確保給付金の支給」を、任意事業として「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」等を実施しています。

第２　就労訓練事業の実施について（資料２参照）

１　事業の概要

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」など法に基づく事業等を行うほか、適切な役割分担のもと、ハローワークなど地域の様々な主体がチームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築しています。

就労訓練事業では、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある生活困窮者を企業が受け入れ、本人の状況に応じて、適切な配慮の下、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行っています。就労訓練事業を実施するに当たっては、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の認定を受けることが必要です。

就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指しています。

【参考】SDGｓの取組としての就労訓練事業の事例

（１）A 社（社会福祉法人）

「地域とともに持続可能な笑顔あふれる社会の実現に貢献したい」との思いから、SDGｓの浸透を促すとともに、多様な主体の連携・協働関係を構築するなど、「誰一人として取り残さない」多様性、包摂性のある社会の実現に向け取り組んでいる。

SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

長期離職者、ニートやひきこもり、心身に課題があるなどにより、直ちに一般就労が難しい、又は就労に困難を抱える生活困窮者に対し、職場体験実習や就労の機会等の提供を通じて、社会復帰に向けた就労訓練事業の支援を実施している。

（２）B 社（建設業）

公共インフラ工事で地域の安全を支えるとともに、積極的に SDGｓの目標を事業の中に取り込み推進し、地域社会の課題と共生することで、企業の信頼性の向上と同時に従業員のやりがい・幸福を追求している。

SDGｓの目標である「１　貧困をなくそう」「10　人や国の不平等をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

就労訓練事業所として、生活困窮者の就労を支援するなかで、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている。生活困窮者の受け入れに当たっては、自立相談支援機関と連携し、利用者の特性に配慮しながら、利用者の希望を確認したうえで、従事する仕事を準備しており（建設業であるが、事務職で受け入れる場合もある）、概ね２か月の受け入れ期間としている。具体的な助言や振り返りを行うなど、利用者が安心して業務を行えるよう配慮している。

２　認定就労訓練事業者に対する支援

認定就労訓練事業者に対する支援として、以下を実施しています。

〇社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者には、税制上の措置を実施。

〇認定就労訓練事業を実施する事業者に対する立ち上げ時の初度経費の補助

〇地方自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い（優先発注）

※就労訓練実施後、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に事業主に対する助成（特定求職者雇用開発助成金）。

３　就労訓練事業の認定手続

就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市に所在する場合は市長）の認定を受けることが必要です。認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して

自治体に提出します。申請の詳細は自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。（資料３参照）

（１）申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」に、（２）の書類を添えて管轄都道府県等に提出。

（２）申請に添付する書類

- 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- 誓約書
- その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

※社会福祉法人等、他の法律に基づく監督を受ける法人については、誓約書のみの添付で可とする。

＜参考＞　就労訓練事業リーフレット

生活困窮者のための就労訓練事業を考えてみませんか？

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf

４　就労訓練事業の活用促進について

就労訓練事業では、就労に関して課題を抱える生活困窮者が、一般就労に向けステップアップできるよう支援しており、実施に当たっては生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供していただける民間企業等の御理解と御協力が必要です。まずは、就労訓練事業の認定取得について御検討いただくとともに、自治体等から就労訓練事業による生活困窮者の受入れについて依頼があった際には前向きな御対応をお願いします。

（添付資料）

資料１　生活困窮者自立支援制度の概要

資料２　生活困窮者に対する就労支援

資料３　問い合わせ先一覧

事　務　連　絡
令和５年１月 27 日

全国商工会連合会　御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者の就労訓練事業の活用促進等に関する周知への
御協力について　（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化することを目的として平成 27 年４月から施行され、同法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体において生活困窮者の自立促進のための各種事業が実施されています。

その事業の一つとして、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する「就労訓練事業」があります。

この就労訓練事業を活用し、企業が生活困窮者を受け入れることにより、地域社会・経済を維持・活性化できるとともに、SDGｓの目標の一つである「１貧困をなくそう」や「８働きがいも　経済成長も」などの取組にも資するものと考えられます。

また、生活困窮世帯の子どもに対しては、貧困の連鎖防止のため、学習支援のほか進路選択等に関する相談等の支援を実施する「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。自治体の中では職業体験や体験学習等が実施されている例もあり、こうした取組に御協力いただくことも、「１貧困をなくそう」などの取組に資するものと考えられます。

生活困窮者自立支援制度、「就労訓練事業」、「子どもの学習・生活支援事業」

等の具体的な内容については下記に記載しておりますので、これらの内容について御了知の上、都道府県商工会連合会及び市町村商工会に対し御周知いただくとともに、市町村商工会に対して福祉事務所設置自治体から相談や協力要請等があった場合は対応いただくよう御配慮をお願い申し上げます。

記

第１　生活困窮者自立支援制度の概要（参考１参照）

生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

全国の福祉事務所設置自治体（令和４年４月現在、906 自治体）が実施主体となり、必須事業として、「自立相談支援事業」（自立相談支援機関における相談支援の実施）、「住居確保給付金の支給」を、任意事業として「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」等を実施しています。

第２　「就労訓練事業」の実施について（参考２参照）

１　事業の概要

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」など法に基づく事業等を行うほか、適切な役割分担のもと、ハローワークなど地域の様々な主体がチームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築しています。

就労訓練事業では、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある生活困窮者を企業が受け入れ、本人の状況に応じて、適切な配慮の下、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行っています。就労訓練事業を実施するに当たっては、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の認定を受けることが必要です。

就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指しています。

（１）就労訓練事業について

自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託

業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

（２）利用者について

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

【参考】SDGｓの取組としての就労訓練事業の事例

（１）A社（建設業）

公共インフラ工事で地域の安全を支えるとともに、積極的にSDGｓの目標を事業の中に取り込み推進し、地域社会の課題と共生することで、企業の信頼性の向上と同時に従業員のやりがい・幸福を追求している。

SDGｓの目標である「１　貧困をなくそう」「10　人や国の不平等をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

就労訓練事業所として、生活困窮者の就労を支援するなかで、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている。生活困窮者の受け入れに当たっては、自立相談支援機関と連携し、利用者の特性に配慮しながら、利用者の希望を確認したうえで、従事する仕事を準備しており（建設業であるが、事務職で受け入れる場合もある）、概ね２か月の受け入れ期間としている。具体的な助言や振り返りを行うなど、利用者が安心して業務を行えるよう配慮している。

（２）B社（社会福祉法人）

「地域とともに持続可能な笑顔あふれる社会の実現に貢献したい」との思いから、SDGｓの浸透を促すとともに、多様な主体の連携・協働関係を構築するなど、「誰一人として取り残さない」多様性、包摂性のある社会の実現に向け取り組んでいる。

SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

長期離職者、ニートやひきこもり、心身に課題があるなどにより、直ちに一般就労が難しい、又は就労に困難を抱える生活困窮者に対し、職場体験実

習や就労の機会等の提供を通じて、社会復帰に向けた就労訓練事業の支援を実施している。

２　認定就労訓練事業者に対する支援

認定就労訓練事業者に対する支援として、以下を実施しています。

〇認定就労訓練事業を実施する事業者に対する立ち上げ時の初度経費の補助

〇地方自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い（優先発注）

※就労訓練実施後、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に事業主に対する助成（特定求職者雇用開発助成金）。

※社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者には、税制上の措置を実施。

３　就労訓練事業の認定手続

就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市に所在する場合は市長）の認定を受けることが必要です。認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。申請の詳細は自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（１）申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」に、（２）の書類を添えて管轄都道府県等に提出。

（２）申請に添付する書類

- 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- 誓約書
- その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

＜資料１＞　就労訓練事業リーフレット

生活困窮者のための就労訓練事業を考えてみませんか？

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf

＜資料２＞問い合わせ先一覧
自治体の生活困窮者自立支援制度担当部署の一覧をご参照ください。

４　就労訓練事業の活用促進について

就労訓練事業では、就労に関して課題を抱える生活困窮者が、一般就労に向けステップアップできるよう支援しており、実施に当たっては生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供していただける民間企業等の御理解と御協力が必要です。まずは、就労訓練事業の認定取得について御検討いただくとともに、自治体等から就労訓練事業による生活困窮者の受入れについて依頼があった際には前向きな御対応をお願いします。

第３　子ども学習・生活支援事業者との連携について（参考３参照）

「子どもの学習・生活支援事業」は、貧困の連鎖防止のため、主に生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援、居場所づくり、日常生活の支援、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施し、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援に取り組んでおり、SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現する取組の一つです。

本事業では子どもが将来を考えるきっかけとなる職業体験や体験学習等も実施しており、実施に当たっては、民間企業含めた様々な関係者との連携が重要です。そのため、こうした取組につき、本事業を実施している自治体、社会福祉法人、NPO 法人等の事業者から協力依頼があった際には、連携について前向きな御検討をお願いします。

なお、地域における「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況等については、自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（添付資料）
資料１　就労訓練事業リーフレット
資料２　問い合わせ先一覧

参考１　生活困窮者自立支援制度の概要
参考２　生活困窮者に対する就労支援
参考３　子どもの学習・生活支援事業

事　務　連　絡
令和５年１月 27 日

日本商工会議所　御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者の就労訓練事業の活用促進等に関する周知への
御協力について　（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化することを目的として平成 27 年４月から施行され、同法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体において生活困窮者の自立促進のための各種事業が実施されています。

その事業の一つとして、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する「就労訓練事業」があります。

この就労訓練事業を活用し、企業が生活困窮者を受け入れることにより、地域社会・経済を維持・活性化できるとともに、SDGｓの目標の一つである「１貧困をなくそう」や「８働きがいも　経済成長も」などの取組にも資するものと考えられます。

また、生活困窮世帯の子どもに対しては、貧困の連鎖防止のため、学習支援のほか進路選択等に関する相談等の支援を実施する「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。自治体の中では職業体験や体験学習等が実施されている例もあり、こうした取組に御協力いただくことも、「１貧困をなくそう」などの取組に資するものと考えられます。

生活困窮者自立支援制度、「就労訓練事業」、「子どもの学習・生活支援事業」

等の具体的な内容については下記に記載しておりますので、これらの内容について御了知の上、貴会会員に対する周知に御協力いただくとともに、就労訓練事業の活用促進等を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

第１　生活困窮者自立支援制度の概要（参考１参照）

生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

全国の福祉事務所設置自治体（令和４年４月現在、906 自治体）が実施主体となり、必須事業として、「自立相談支援事業」（自立相談支援機関における相談支援の実施）、「住居確保給付金の支給」を、任意事業として「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」等を実施しています。

第２　「就労訓練事業」の実施について（参考２参照）

１　事業の概要

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」など法に基づく事業等を行うほか、適切な役割分担のもと、ハローワークなど地域の様々な主体がチームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築しています。

就労訓練事業では、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある生活困窮者を企業が受け入れ、本人の状況に応じて、適切な配慮の下、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行っています。就労訓練事業を実施するに当たっては、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の認定を受けることが必要です。

就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指しています。

（１）就労訓練事業について

自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け

入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

（２）利用者について

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

【参考】SDGｓの取組としての就労訓練事業の事例

（１）A 社（建設業）

公共インフラ工事で地域の安全を支えるとともに、積極的に SDGｓの目標を事業の中に取り込み推進し、地域社会の課題と共生することで、企業の信頼性の向上と同時に従業員のやりがい・幸福を追求している。

SDGｓの目標である「１　貧困をなくそう」「10　人や国の不平等をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

就労訓練事業所として、生活困窮者の就労を支援するなかで、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている。生活困窮者の受け入れに当たっては、自立相談支援機関と連携し、利用者の特性に配慮しながら、利用者の希望を確認したうえで、従事する仕事を準備しており（建設業であるが、事務職で受け入れる場合もある）、概ね２か月の受け入れ期間としている。具体的な助言や振り返りを行うなど、利用者が安心して業務を行えるよう配慮している。

（２）B 社（社会福祉法人）

「地域とともに持続可能な笑顔あふれる社会の実現に貢献したい」との思いから、SDGｓの浸透を促すとともに、多様な主体の連携・協働関係を構築するなど、「誰一人として取り残さない」多様性、包摂性のある社会の実現に向け取り組んでいる。

SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

長期離職者、ニートやひきこもり、心身に課題があるなどにより、直ちに一般就労が難しい、又は就労に困難を抱える生活困窮者に対し、職場体験実習や就労の機会等の提供を通じて、社会復帰に向けた就労訓練事業の支援を

実施している。

２　認定就労訓練事業者に対する支援

認定就労訓練事業者に対する支援として、以下を実施しています。

〇認定就労訓練事業を実施する事業者に対する立ち上げ時の初度経費の補助

〇地方自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い（優先発注）

※就労訓練実施後、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に事業主に対する助成（特定求職者雇用開発助成金）。

※社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者には、税制上の措置を実施。

３　就労訓練事業の認定手続

就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市に所在する場合は市長）の認定を受けることが必要です。認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。申請の詳細は自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（１）申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」に、（２）の書類を添えて管轄都道府県等に提出。

（２）申請に添付する書類

- 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- 誓約書
- その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

＜資料１＞　就労訓練事業リーフレット

生活困窮者のための就労訓練事業を考えてみませんか？

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf

＜資料２＞問い合わせ先一覧
自治体の生活困窮者自立支援制度担当部署の一覧をご参照ください。

４　就労訓練事業の活用促進について

就労訓練事業では、就労に関して課題を抱える生活困窮者が、一般就労に向けステップアップできるよう支援しており、実施に当たっては生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供していただける民間企業等の御理解と御協力が必要です。まずは、就労訓練事業の認定取得について御検討いただくとともに、自治体等から就労訓練事業による生活困窮者の受入れについて依頼があった際には前向きな御対応をお願いします。

第３　子ども学習・生活支援事業者との連携について（参考３参照）

「子どもの学習・生活支援事業」は、貧困の連鎖防止のため、主に生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援、居場所づくり、日常生活の支援、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施し、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援に取り組んでおり、SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現する取組の一つです。

本事業では子どもが将来を考えるきっかけとなる職業体験や体験学習等も実施しており、実施に当たっては、民間企業含めた様々な関係者との連携が重要です。そのため、こうした取組につき、本事業を実施している自治体、社会福祉法人、NPO 法人等の事業者から協力依頼があった際には、連携について前向きな御検討をお願いします。

なお、地域における「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況等については、自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（添付資料）
資料１　就労訓練事業リーフレット
資料２　問い合わせ先一覧

参考１　生活困窮者自立支援制度の概要
参考２　生活困窮者に対する就労支援
参考３　子どもの学習・生活支援事業

事　務　連　絡
令和５年１月 27 日

全国中小企業団体中央会　御中

厚生労働省社会・援護局
地域福祉課生活困窮者自立支援室

生活困窮者の就労訓練事業の活用促進等に関する周知への
御協力について　（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「生活困窮者自立支援法」は、生活保護に至る前の段階の生活困窮者への支援を抜本的に強化することを目的として平成 27 年４月から施行され、同法に基づき、全国の福祉事務所設置自治体において生活困窮者の自立促進のための各種事業が実施されています。

その事業の一つとして、一般就労に就く上でまずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じて就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を実施する「就労訓練事業」があります。

この就労訓練事業を活用し、企業が生活困窮者を受け入れることにより、地域社会・経済を維持・活性化できるとともに、SDGｓの目標の一つである「１貧困をなくそう」や「８働きがいも　経済成長も」などの取組にも資するものと考えられます。

また、生活困窮世帯の子どもに対しては、貧困の連鎖防止のため、学習支援のほか進路選択等に関する相談等の支援を実施する「子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。自治体の中では職業体験や体験学習等が実施されている例もあり、こうした取組に御協力いただくことも、「１貧困をなくそう」などの取組に資するものと考えられます。

生活困窮者自立支援制度、「就労訓練事業」、「子どもの学習・生活支援事業」

等の具体的な内容については下記に記載しておりますので、これらの内容について御了知の上、貴会会員に対する周知に御協力いただくとともに、就労訓練事業の活用促進等を御検討くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

第１　生活困窮者自立支援制度の概要（参考１参照）

生活困窮者自立支援制度は、我が国の経済社会の構造的変化を踏まえ、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対して包括的な支援を行うものです。

全国の福祉事務所設置自治体（令和４年４月現在、906 自治体）が実施主体となり、必須事業として、「自立相談支援事業」（自立相談支援機関における相談支援の実施）、「住居確保給付金の支給」を、任意事業として「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」、「家計改善支援事業」、「子どもの学習・生活支援事業」等を実施しています。

第２　「就労訓練事業」の実施について（参考２参照）

１　事業の概要

生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、「就労準備支援事業」、「就労訓練事業」など法に基づく事業等を行うほか、適切な役割分担のもと、ハローワークなど地域の様々な主体がチームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築しています。

就労訓練事業では、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある生活困窮者を企業が受け入れ、本人の状況に応じて、適切な配慮の下、就労の機会を提供しつつ、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を行っています。就労訓練事業を実施するに当たっては、事業所の所在地を管轄する都道府県知事等の認定を受けることが必要です。

就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指しています。

（１）就労訓練事業について

自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け

入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。

（２）利用者について

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。

どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

【参考】SDGｓの取組としての就労訓練事業の事例

（１）A 社（建設業）

公共インフラ工事で地域の安全を支えるとともに、積極的に SDGｓの目標を事業の中に取り込み推進し、地域社会の課題と共生することで、企業の信頼性の向上と同時に従業員のやりがい・幸福を追求している。

SDGｓの目標である「１　貧困をなくそう」「10　人や国の不平等をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

就労訓練事業所として、生活困窮者の就労を支援するなかで、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進めている。生活困窮者の受け入れに当たっては、自立相談支援機関と連携し、利用者の特性に配慮しながら、利用者の希望を確認したうえで、従事する仕事を準備しており（建設業であるが、事務職で受け入れる場合もある）、概ね２か月の受け入れ期間としている。具体的な助言や振り返りを行うなど、利用者が安心して業務を行えるよう配慮している。

（２）B 社（社会福祉法人）

「地域とともに持続可能な笑顔あふれる社会の実現に貢献したい」との思いから、SDGｓの浸透を促すとともに、多様な主体の連携・協働関係を構築するなど、「誰一人として取り残さない」多様性、包摂性のある社会の実現に向け取り組んでいる。

SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現するための取組として、生活困窮者自立支援法に基づく就労訓練事業の取組を挙げている。

長期離職者、ニートやひきこもり、心身に課題があるなどにより、直ちに一般就労が難しい、又は就労に困難を抱える生活困窮者に対し、職場体験実習や就労の機会等の提供を通じて、社会復帰に向けた就労訓練事業の支援を

実施している。

２　認定就労訓練事業者に対する支援

認定就労訓練事業者に対する支援として、以下を実施しています。

〇認定就労訓練事業を実施する事業者に対する立ち上げ時の初度経費の補助

〇地方自治体が認定就労訓練事業所から物品を買い入れる場合等の随意契約の取扱い（優先発注）

※就労訓練実施後、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる場合に事業主に対する助成（特定求職者雇用開発助成金）。

※社会福祉事業として、認定就労訓練事業を行う事業者には、税制上の措置を実施。

３　就労訓練事業の認定手続

就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市に所在する場合は市長）の認定を受けることが必要です。認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。申請の詳細は自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（１）申請

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」に、（２）の書類を添えて管轄都道府県等に提出。

（２）申請に添付する書類

- 就労訓練事業を行う者の登記事項証明書
- 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類、貸借対照表や収支計算書などの法人の財政的基盤に関する書類
- 就労訓練事業を行う者の役員名簿
- 誓約書
- その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類

＜資料１＞　就労訓練事業リーフレット

生活困窮者のための就労訓練事業を考えてみませんか？

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/syuro_pamph.pdf

＜資料２＞問い合わせ先一覧
自治体の生活困窮者自立支援制度担当部署の一覧をご参照ください。

４　就労訓練事業の活用促進について

就労訓練事業では、就労に関して課題を抱える生活困窮者が、一般就労に向けステップアップできるよう支援しており、実施に当たっては生活困窮者を受け入れ、就労の機会を提供していただける民間企業等の御理解と御協力が必要です。まずは、就労訓練事業の認定取得について御検討いただくとともに、自治体等から就労訓練事業による生活困窮者の受入れについて依頼があった際には前向きな御対応をお願いします。

第３　子ども学習・生活支援事業者との連携について（参考３参照）

「子どもの学習・生活支援事業」は、貧困の連鎖防止のため、主に生活困窮世帯の子どもに対し、学習支援、居場所づくり、日常生活の支援、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施し、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援に取り組んでおり、SDGｓの目標の一つである「１　貧困をなくそう」を実現する取組の一つです。

本事業では子どもが将来を考えるきっかけとなる職業体験や体験学習等も実施しており、実施に当たっては、民間企業含めた様々な関係者との連携が重要です。そのため、こうした取組につき、本事業を実施している自治体、社会福祉法人、NPO 法人等の事業者から協力依頼があった際には、連携について前向きな御検討をお願いします。

なお、地域における「子どもの学習・生活支援事業」の実施状況等については、自治体の生活困窮者自立支援制度担当までお問い合わせください。

（添付資料）
資料１　就労訓練事業リーフレット
資料２　問い合わせ先一覧

参考１　生活困窮者自立支援制度の概要
参考２　生活困窮者に対する就労支援
参考３　子どもの学習・生活支援事業

生活困窮者のための就労訓練事業を考えてみませんか？

生活困窮者自立支援制度が平成27年4月に始まります。「仕事が見つからない」「社会に出るのが不安」「家賃が払えず家を追い出されそう」など、さまざまな困難の中で生活に困窮している人に包括的な支援を行う制度です。

その中で「就労訓練事業」という仕組みが導入されたのを御存じですか？これは、事業者が自治体から認定を受けて、生活困窮者に就労の機会を提供するものです。引きこもっていた期間が長かった、心身に課題があるなどですぐには一般就労に従事することが難しくても、短い時間であったり、支援や配慮があれば働くことができる人は大勢います。

誰もが支え合う社会をめざして、この制度は創設されました。事業者の皆さまにとっても、貴重な人材だと思える人がきっと見つかるはず。生活困窮者の状況に応じた支援付きの働く場を提供するこの事業、皆様も是非その実施を考えてみませんか？

就労訓練事業とは？

- 自立相談支援機関（生活困窮者自立支援法に基づき自治体やその委託事業者が運営）のあっせんに応じて、就労に困難を抱える生活困窮者を受け入れ、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行う事業です。
- 利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）、雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行います。
- どちらの場合も、本人の状況に合わせてステップアップしていき、最終的には一般就労（企業や事業所等において、一般の従業員と同じ働き方をすること）につなげることが目標です。

対象者はどんな人？

- すぐには一般企業等で働くことが難しい方です。長期離職者、ニート・ひきこもり、心身に課題があったり、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の方がいらっしゃいます。
- 就労訓練事業の対象者に該当するかどうかや雇用型・非雇用型のどちらで事業を利用するかについては、受け入れ事業所や本人の意向を踏まえた上で、自立相談支援機関のアセスメントに基づき判断され、最終的には行政により決定されます。

具体的にどのような支援をするの？

- 例えば、毎日の就労が難しい、体調の変化でときどき休んでしまうという方に対しては、就労日数や一日の就労時間を少なくしたり、まわりの従業員の理解を求めつつその方が休んだときの仕事をカバーしたりするなどの配慮をします。あるいは、集中力が必要な複雑な仕事がまだできないという方の場合は、他の従業員の方が行っている業務のうち、その方に合った業務をいくつか切り出して、一人分の仕事にします。
- また、これとあわせ、必要に応じて、身だしなみや健康管理に関する指導やビジネスマナーやコミュニケーションに関する支援などを行います。

新たな生活困窮者自立支援制度

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業

〈対個人〉
- ○訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援
- ○生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
- ○一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（自立支援計画）を作成

〈対地域〉
- ○地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

基本は、自立に向けた人的支援を包括的に提供

※右記は、生活困窮者自立支援法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）がある

本人の状況に応じた支援※

居住確保支援

再就職のために居住の確保が必要な者

◆住居確保給付金の支給

○就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付

就労支援

就労に向けた準備が必要な者

◆就労準備支援事業

○就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練

なお一般就労が困難な者

柔軟な働き方を必要とする者

◆認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

○直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成
（社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度）

就労に向けた準備が一定程度整っている者

◇生活保護受給者等就労自立促進事業

○一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援

緊急に衣食住の確保が必要な者

◆一時生活支援事業

○住居喪失者に対し一定期間衣食住等の日常生活に必要な支援を提供

家計再建支援

家計から生活再建を考える者

◆家計相談支援事業

○家計の状況を「見える化」し、利用者の家計管理の意欲を引き出す相談支援（貸付のあっせん等を含む）

子ども支援

貧困の連鎖の防止

◆子どもの学習支援事業

○生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、養育に関する保護者への助言

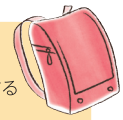

その他の支援

◇関係機関・他制度による支援
◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援

就労訓練事業の支援のイメージ

支援のイメージ

自立相談支援機関による課題の評価・分析（アセスメント）、行政による支援決定

就労訓練事業	一般就労

非雇用型

- ○訓練計画に基づく就労訓練
- ○事業主の指揮監督を受けない軽作業等
- ○就労支援担当者による就労支援・指導等

支援付雇用型

- ○雇用契約に基づく就労
- ○比較的軽易な作業を想定
- ○就労支援担当者による就労支援・指導等
- ○就労条件における一定の配慮（労働時間、欠勤について柔軟な対応）

- ○雇用契約に基づく就労
- ○必要に応じ、自立相談支援機関等がフォローアップを実施

（課題の評価・分析（アセスメント）は約６ヶ月ごとに実施）

今、なぜ就労訓練事業に取組む必要があるの？

生活困窮者のため、地域のため、自らの事業所のために、事業の実施を考えてみませんか？

生活困窮者のため

就労は、私たちにとって、生活の糧を得る機会ですが、それだけでなく、社会参加あるいは自己実現の機会でもあります。
生活困窮者の生活を安定させ、再び社会の中で居場所を見つけてもらうためにも、就労の機会の確保は非常に重要です。

- 就労は、経済的な自立に資するばかりではなく、日々の生活のリズムを整え、また、社会の中での役割を得つつ、成長するための機会でもあります。特に、生活困窮者の中には、地域社会の中で孤立している方が多くいらっしゃり、再び社会とのつながりをつくっていくことが自立に向けて不可欠です。
- 生活困窮者は、一人ひとりが様々な困難を抱えていて、それぞれが目指す自立のかたちも異なりますが、就労が可能な方については、地域において就労できるよう支援をしていくことが大切です。

地域のため

労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、「社会の支え手」を一人でも多く増やしていかなければなりません。

- 人口約 3,600人のある町で、調査を行った結果、18歳以上 55歳未満の不就労のひきこもり 113人の存在が確認されました。これは、その自治体の同年代の人口の約 8.7%に相当するとのことです。
- この調査結果を受け、町では、ひきこもりの方々に対するきめ細かな就労支援を行い、既に 60人以上がひきこもりから脱し、35人以上が一般就労を果たしています。
- この町で起きていたことは、どの地域においても起こりうるのではないでしょうか。人口減少の中で地域や地域経済を維持するためにも、地域を挙げてこの問題に取り組むことが必要です。

自らの事業所のため

生活困窮者を受け入れ、誰にとっても働きやすい職場環境をつくることは、業務の効率化だけでなく、職場定着や人材育成にもつながります。

- 働く上で様々な配慮をしなければならない方を受け入れれば、最初はいろいろな苦労があるかもしれません。
- しかしながら、その苦労を乗り越える過程で、例えば、業務分解等により事業所全体の作業効率が改善される、あるいは、従業員一人ひとりが抱える事情に配慮することができるよう職場環境を改善することで、従業員の定着率が高まり人材育成にもつながることが期待されます。
- なお、生活困窮者を受け入れた就労訓練事業者が一人で悩むことがないよう、事業開始後は、自立相談支援機関がフォローを行います。

就労訓練事業を実施している事業者の声

就労訓練事業で生活困窮者を支援している方々の声
～平成 26 年度セーフティネット支援対策等事業費補助金社会福祉推進事業「就労訓練事業（いわゆる中間的就労）事例集（平成 26 年 11 月版）」三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）より抜粋～

●社会福祉法人生活クラブ風の村（千葉県）

現代社会では、様々なはたらきづらさを抱え、孤立していたり、自信を無くして、一般就労につけない生活困窮の方がおおぜいいます。中間的就労は、そういったはたらきづらさを抱えた人が少しずつステップアップし、自信をとり戻し、社会の中で役割を持ち、自立することを支える就労のスタイルです。はたらきづらい方を中間的就労として、職場に迎え入れることで、その職場は今はたらいている人にとっても、はたらきやすい職場になります。より多くの人がその人にあったはたらき方で、社会参加できる新しい就労のかたちとなる中間的就労をともに進めていきましょう。

●社会福祉法人一麦会（和歌山県）

生活困窮者自立支援制度ができる以前に、障害者支援の延長線上で、地域のひきこもり、ニート、高校中退者等の相談支援を実施し、法人内での雇用や企業等への就労移行支援を行ってきました。

制度がない中での事業であり、法人には経営的余力はありませんが、経費を法人の持ち出しで実施してきました。制度がなくても、社会での生きづらさを抱え、支援を必要とする人を「ほっとけやん（放っておけない）」として支援するのは、一麦会の理念です。

地域には多くの課題があります。一麦会の所在する地域の課題は、人手不足の農業、独居高齢者等への買物支援、地域のコミュニティ不足等でした。

これらの課題に対して、一麦会が積極的に事業をおこし、対象者の就労訓練事業が地域貢献に繋がるものになるよう工夫してきました。地域社会が必要としている事で、企業が手がけても採算が合わない事業は社会福祉法人が実施すべきだと考えています。

●大阪いずみ市民生活協同組合（大阪府）

人は誰でも「得意・不得意」があるものです。働きにくさに繋がる様々な問題があっても、本人に働く意欲があり、一緒に働く仲間にその意欲を受け止める気持ちがあれば、少々の問題は職場で一緒に解決できると考えています。働き続けるなかで「得意」が増えると、最初はうつむいて暗かった人にも笑顔が生まれ、その笑顔が職場の仲間も笑顔にしていく、そんなシーンを数多く見てきました。

特別なことをしているという意識はありません。働きにくさを持つ方が、できることをできる限り精一杯働き、周りの仲間と会社は皆で生き生きと働き続けられる職場を作ろうと努力する、その日々の積み重ねがあるだけです。

当生協においても、宅配物流・店舗・高齢者介護などの職場で人手不足が問題となっています。仕事の内容と、個々人の「得意」をうまくマッチングさせることで、働きにくさを持つ人の就労の場が今後も増えると考えています。

●特定非営利活動法人ワーカーズコープ森の102（とうふ）工房（埼玉県）

森の 102 工房で仲間と共に働いて感じていることは、就労に困難を抱えている人や、生活困窮状態にある人の多くが、「必要な時期に、必要な訓練・支援」を受けてこられなかったのではないかということです。「働く場」は、その人がこれまで培ってきた力が発揮される場だと思います。例えば、電話に出る、FAX を送る、銀行で現金を下ろす、資料をファイルに綴じる、使った物は元に戻す、出勤したら挨拶をする、身だしなみを整えるなど、多くの人は家庭や学校、地域の中で「何となく」身につけていくことです。しかし、家庭環境が複雑であったり、うまく学校に通えなかったりなどの様々な要因によって、その「何となく」を習得する機会や場が足りずに、ある程度の年齢になって「ポンと」社会に出てしまったのではないかと思います。多くの人はある程度年齢を重ねると柔軟性を失い、こだわりも強くなってきます。そのため、一般の職場でそういった「力」を身につけるよう働きかけても、なかなか思うようにはいきません。だからこそ、中間的就労の場では、「必要な時期に、必要な訓練・支援」を「意図的」に行なっていくことが必要だと感じています。「働く」という行為には、基本的な生活力や社会性、関係性が集約されています。「意図的」にそれらの力を身につけたり、取り戻すことが出来るのは、全てが集約されている「働く場（就労の場）」であり、そのことによって、その人を総合的に支えることができるのだと思います。

事業を開始するまでの流れ

●就労訓練事業を行うに当たっては、事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事（事業所が指定都市及び中核市にある場合は、指定都市又は中核市の長）の認定を受けることが必要です。

●認定の申請を行う際は、申請書に所定の書類を添付して自治体に提出します。申請後の一連の流れは次のとおりです。なお、申請の詳細は自治体までお問い合わせください。

申請 → 審査 → 認定 → 自立相談支援機関からのあっせん → 事業開始

認定基準の内容

●認定基準の内容は以下のとおりです。なお、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」）は、認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものですので、併せてご参照ください。

（１）就労訓練事業者に関する要件

①法人格を有すること。

②就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。

③自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。

④就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。

⑤次のいずれにも該当しない者であること。

ア 生活困窮者自立支援法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者

イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して５年を経過しない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下「暴力団員等」）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者　等

（２）就労等の支援に関する要件

●就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

①②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。

②就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。

ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。

イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。

ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。

エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

（３）安全衛生に関する要件

●非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

（４）災害補償に関する要件

●非雇用型の利用者が就労訓練事業において災害を被った場合の補償のために、必要な措置を講じること。

よくある質問 Q&A

Q1. 就労訓練事業者に対する支援は？

A1 就労訓練事業は、民間事業者の自主事業であり、また、自立的な実施を促す観点から、運営費について自治体から補助を行うことはありません。ただし、固定資産税や不動産取得税等の非課税措置（1／2）、事業立ち上げ時の経費の補助、自治体による商品等の優先発注、研修の実施などのノウハウ提供等の支援が総合的に実施されます。

また、就労開始後も事業者に任せっきりにするのではなく、自立相談支援機関がしっかりフォローしますので、ご安心ください。

※固定資産税、不動産取得税の非課税措置については、社会福祉法人や消費生活協同組合など（NPO 法人、株式会社は含まれません。）が 10 名以上の生活困窮者を受け入れ、第２種社会福祉事業として実施する場合に限られます。
※支援の内容は地域によって異なりますので、自治体にお問い合わせください。

Q2. 利用者の受け入れ期間に制限はありますか？

A2 利用者の受け入れ期間については、特段制限はありません。利用者が、その意欲や能力等に応じて常に適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型、一般就労とステップアップしていけるよう、自立相談支援機関と連携しつつ、支援を行います。

Q3. 非雇用型の利用者について気をつけなければならないことは？

A3 非雇用型の利用者は、あくまで訓練として就労を行うことから、雇用契約を締結した上で働く一般の従業員とは異なり、所定の作業日や作業時間に作業に従事するかどうかは利用者の自由に委ねるなどの取扱いが必要です。

また、非雇用型の利用者に関しては、労働基準関係法令の適用はありませんが、一般の従業員に関する取扱いも踏まえ、作業の際の安全の確保に十分に配慮する、万が一、災害が起こった場合に備えて保険に加入しておくなどの対応が必要です。

さらに、非雇用型の就労のインセンティブを高めるという観点から、工賃を支払うことをご検討いただきたいと考えています。

なお、以上についての詳細は、「ガイドライン」が作成されていますので、ご確認ください。

Q4. 事業の実施に当たって事業所内でどのような支援体制を整備しなければなりませんか？

A4 就労訓練事業を行う際は、支援の担当者（就労支援担当者）を1名以上配置していただく必要があります。この就労支援担当者は、必ずしも専任である必要はなく、他の業務も兼務することが可能です。

就労支援担当者は、支援に関する計画の作成や利用者が就労する上での助言指導、他の従業員に対する普及啓発、自立相談支援機関との調整などを行います。

●就労訓練事業や生活困窮者自立支援制度についてのお問い合わせは、下記までご連絡ください。

令和４年度生活困窮者自立支援制度　担当部署一覧

No.	都道府県名	自治体名	部署	電話番号（代表）
1	北海道	北海道	保健福祉部福祉局地域福祉課	011-231-4111
2	北海道	札幌市	保健福祉局総務部保護自立支援課	011-211-2111
3	北海道	函館市	保健福祉部地域包括ケア推進課	0138-21-3111
4	北海道	旭川市	福祉保険部生活支援課	0166-26-1111
5	青森県	青森県	健康福祉部健康福祉政策課	017-722-1111
6	青森県	青森市	福祉部生活福祉一課	017-734-1111
7	青森県	八戸市	福祉部生活福祉課	0178-43-2111
8	岩手県	岩手県	保健福祉部地域福祉課	019-651-3111
9	岩手県	盛岡市	保健福祉部生活福祉第一課	019-651-4111
10	宮城県	宮城県	社会福祉課	022-211-2111
11	宮城県	仙台市	健康福祉局地域福祉部保護自立支援課	022-261-1111
12	秋田県	秋田県	健康福祉部地域・家庭福祉課	018-860-1111
13	秋田県	秋田市	福祉保健部　福祉総務課　生活支援担当	018-863-2222
14	山形県	山形県	地域福祉推進課	023-630-2211
15	山形県	山形市	福祉推進部　生活福祉課	023-641-1212
16	福島県	福島県	社会福祉課	024-521-1111
17	福島県	郡山市	保健福祉総務課	024-924-2491
18	福島県	いわき市	保健福祉部保健福祉課	0246-22-1111
19	福島県	福島市	健康福祉部生活福祉課	024-535-1111
20	茨城県	茨城県	福祉部　福祉政策課	029-301-1111
21	茨城県	水戸市	福祉部生活福祉課	029-224-1111
22	栃木県	栃木県	保健福祉部保健福祉課	028-623-2323
23	栃木県	宇都宮市	保健福祉部　生活福祉第２課	028-632-2222
24	群馬県	群馬県	健康福祉課	027-223-1111
25	群馬県	前橋市	福祉部社会福祉課	027-224-1111
26	群馬県	高崎市	社会福祉課	027-321-1111
27	埼玉県	埼玉県	福祉部社会福祉課	048-824-2111
28	埼玉県	さいたま市	保健福祉局福祉部生活福祉課	048-829-1111
29	埼玉県	川越市	福祉部生活福祉課	049-224-8811
30	埼玉県	越谷市	福祉部生活福祉課	048-964-2111
31	埼玉県	川口市	福祉部生活福祉１課	048-258-1110
32	千葉県	千葉県	健康福祉部健康福祉指導課自立支援班	043-223-2110
33	千葉県	千葉市	保健福祉局　保護課	043-245-5111
34	千葉県	船橋市	地域福祉課	047-436-2111
35	千葉県	柏市	生活支援課	04-7167-1111
36	東京都	東京都	福祉保健局生活福祉部地域福祉課	03-5321-1111
37	東京都	八王子市	福祉部生活自立支援課	042-626-3111
38	神奈川県	神奈川県	福祉子どもみらい局福祉部生活援護課生活困窮者対策グループ	045-210-1111
39	神奈川県	横浜市	健康福祉局生活支援課	045-664-2525

39	神奈川県	横浜市	こども青少年局 青少年育成課	045-664-2525
40	神奈川県	川崎市	健康福祉局生活保護・自立支援室	044-200-2111
41	神奈川県	相模原市	健康福祉局生活福祉部 生活福祉課	042-754-1111
42	神奈川県	横須賀市	生活支援課　自立支援係	046-822-4000
43	新潟県	新潟県	福祉保健部福祉保健総務課	025-285-5511
44	新潟県	新潟市	福祉部福祉総務課	025-228-1000
45	富山県	富山県	厚生部厚生企画課	076-431-4111
46	富山県	富山市	福祉保健部生活支援課	076-431-6111
47	石川県	石川県	健康福祉部厚生政策課	076-225-1111
48	石川県	金沢市	福祉局　生活支援課	076-220-2111
49	福井県	福井県	健康福祉部　地域福祉課	0776-21-1111
50	福井県	福井市	福祉政策課福祉総合相談室	0776-20-5111
51	山梨県	山梨県	福祉保健部福祉保健総務課	055-237-1111
52	山梨県	甲府市	福祉保健部　福祉保健総室　生活福祉課	055-237-1161
53	長野県	長野県	健康福祉部地域福祉課	026-232-0111
54	長野県	長野市	保健福祉部生活支援課	026-226-4911
55	長野県	松本市	住民自治局市民相談課	0263-34-3000
	長野県	松本市	健康福祉部生活福祉課	0263-34-3000
56	岐阜県	岐阜県	健康福祉部地域福祉課	058-272-1111
57	岐阜県	岐阜市	生活福祉二課	058-265-4141
58	静岡県	静岡県	健康福祉部福祉長寿局地域福祉課	054-221-2455
59	静岡県	静岡市	保健福祉長寿局　健康福祉部　福祉総務課	054-254-2111
60	静岡県	浜松市	健康福祉部　福祉総務課	053-457-2111
61	愛知県	愛知県	福祉局福祉部地域福祉課	052-961-2111
62	愛知県	名古屋市	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課	052-961-1111
63	愛知県	豊橋市	福祉部生活福祉課	0532-51-2111
64	愛知県	岡崎市	福祉部ふくし相談課	0564-23-6262
65	愛知県	豊田市	福祉部　福祉総合相談課	0565-31-1212
66	愛知県	一宮市	福祉部福祉総務課 福祉総合相談室	0586-28-8100
67	三重県	三重県	子ども・福祉部地域福祉課	059-224-3070
68	滋賀県	滋賀県	健康医療福祉部 健康福祉政策課	077-528-3993
69	滋賀県	大津市	福祉部福祉政策課	077-523-1234
70	京都府	京都府	健康福祉部地域福祉推進課	075-451-8111
71	京都府	京都市	保健福祉局生活福祉部生活福祉課	075-222-3111
72	大阪府	大阪府	福祉部地域福祉推進室地域福祉課地域福祉支援グループ	06-6941-0351
73	大阪府	大阪市	福祉局 生活福祉部自立支援課	06-6208-8181
74	大阪府	堺市	健康福祉局生活福祉部地域共生課	072-233-1101
75	大阪府	豊中市	市民協働部　くらし支援課	06-6858-5050
76	大阪府	高槻市	健康福祉部福祉事務所福祉相談支援課くらしごとセンター	072-674-7111
77	大阪府	枚方市	健康福祉部　福祉事務所　健康福祉総合相談課	072-841-1221
78	大阪府	八尾市	健康福祉部地域共生推進課	072-991-3881

79	大阪府	寝屋川市	福祉部保護課	072-824-1181
80	大阪府	東大阪市	生活支援部　生活支援課	06-4309-3000
81	大阪府	吹田市	福祉部生活福祉室	06-6384-1231
82	兵庫県	兵庫県	福祉部地域福祉課	078-341-7711
	兵庫県	兵庫県	健康福祉部社会福祉局地域福祉課	078-341-7711
83	兵庫県	神戸市	福祉局くらし支援課	078-331-8181
84	兵庫県	姫路市	生活援護室　調整担当	079-221-2111
85	兵庫県	尼崎市	南部福祉相談支援課	06-6375-5639
86	兵庫県	西宮市	厚生課援護チーム	0798-35-3151
87	兵庫県	明石市	生活福祉課 生活再建支援担当	078-912-1111
88	奈良県	奈良県	福祉医療部地域福祉課	0742-22-1101
89	奈良県	奈良市	福祉政策課	0742-36-4894
90	和歌山県	和歌山県	福祉保健部福祉保健政策局 福祉保健総務課	073-432-4111
91	和歌山県	和歌山市	生活支援第２課	073-432-0001
92	鳥取県	鳥取県	福祉保健課	0857-26-7111
	鳥取県	鳥取県	福祉保健課地域福祉推進室	0857-26-7111
93	鳥取県	鳥取市	総務部人権政策局　中央人権福祉センター	0857-22-8111
	鳥取県	鳥取市	福祉部 生活福祉課	0857-22-8111
94	島根県	島根県	健康福祉部地域福祉課	0852-22-5111
95	島根県	松江市	健康福祉部　生活福祉課	0852-55-5555
96	岡山県	岡山県	保健福祉部障害福祉課	086-224-2111
97	岡山県	岡山市	生活保護・自立支援課	086-803-1000
98	岡山県	倉敷市	福祉援護課	086-426-3030
99	広島県	広島県	健康福祉局社会援護課	082-228-2111
100	広島県	広島市	健康福祉局保護自立支援課	082-245-2111
101	広島県	呉市	福祉保健部生活支援課	0823-25-3100
102	広島県	福山市	生活福祉課	084-921-2111
103	山口県	山口県	健康福祉部厚政課	083-922-3111
104	山口県	下関市	福祉部 福祉政策課	083-231-1111
105	徳島県	徳島県	保健福祉部国保・自立支援課	088-621-2500
106	香川県	香川県	健康福祉部健康福祉総務課	087-831-1111
107	香川県	高松市	健康福祉局　生活福祉課	087-839-2011
108	愛媛県	愛媛県	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課	089-941-2111
109	愛媛県	松山市	生活福祉総務課	089-948-6688
110	高知県	高知県	子ども・福祉政策部 地域福祉政策課	088-823-1111
111	高知県	高知市	健康福祉部　福祉管理課	088-822-8111
112	福岡県	福岡県	福祉労働部保護・援護課	092-651-1111
113	福岡県	北九州市	保健福祉局 地域福祉部 地域福祉推進課	093-582-2525
114	福岡県	福岡市	保健福祉局生活自立支援課	092-711-4111
115	福岡県	久留米市	生活支援第2課	0942-30-9000
116	佐賀県	佐賀県	健康福祉部 社会福祉課	0952-24-2111

117	長崎県	長崎県	福祉保健部福祉保健課	095-824-1111
118	長崎県	長崎市	中央総合事務所　生活福祉２課	095-822-8888
119	長崎県	佐世保市	保健福祉部　生活福祉課	0956-24-1111
120	熊本県	熊本県	健康福祉部長寿社会局 社会福祉課	096-383-1111
121	熊本県	熊本市	保護管理援護課	096-328-2111
122	大分県	大分県	福祉保健部福祉保健企画課	097-536-1111
123	大分県	大分市	福祉保健部生活福祉課	097-534-6111
124	宮崎県	宮崎県	福祉保健部福祉保健課	0985-26-7111
125	宮崎県	宮崎市	福祉部　社会福祉第一課	0985-25-2111
126	鹿児島県	鹿児島県	くらし保健福祉部社会福祉課	099-286-2111
127	鹿児島県	鹿児島市	福祉部　保護第一課	099-224-1111
128	沖縄県	沖縄県	子ども生活福祉部保護・援護課	098-866-2333
129	沖縄県	那覇市	福祉部保護管理課生活困窮者支援班	098-867-0111

参考１

生活困窮者自立支援制度の概要

H31年度予算：438億円　　R 2年度予算：487億円
R 3年度予算：555億円　　R 4年度予算：594億円
R5年度予算案：545億円 ＋ R4二次補正予算60億円(※)
※新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等

包括的な相談支援

◆自立相談支援事業
（全国906福祉事務所設置自治体で1,388機関（令和4年4月1日時点）　国費３／４

〈対個人〉
・生活と就労に関する支援員を配置し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能
・一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画（プラン）を作成

〈対地域〉
・地域ネットワークの強化・社会資源の開発など地域づくりも担う

◆福祉事務所未設置町村による相談の実施
・希望する町村において、一次的な相談等を実施　国費３／４

◇アウトリーチ等の充実
ひきこもりなどの社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対するアウトリーチなど、自立相談支援機関における機能強化　国費3/4

◆都道府県による市町村支援事業　国費１／２
・ 市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくり等を実施　国費10/10

◇都道府県等による企業開拓・マッチング支援事業
・ 就労体験や訓練を受け入れる企業等の開拓・マッチング・定着までの一貫した支援
※ 農業分野との連携等地域の実情に応じた取組の促進

※ 法に規定する支援（◆）を中心に記載しているが、これ以外に様々な支援（◇）があることに留意

本人の状況に応じた支援（※）

居住確保支援
再就職のため居住の確保が必要な者
◆住居確保給付金の支給
・就職活動を支えるため家賃費用を有期で給付　国費３／４

就労支援
就労に向けた準備が必要な者
◆就労準備支援事業　国費２／３
・一般就労に向けた日常生活自立・社会自立・就労自立のための訓練
※就労のみならず居場所づくりなど幅広い社会参加を支援する機能の明確化
（就労準備支援事業を１年を超えて利用できるケースの明確化）

なおー般就労が困難な者
柔軟な働き方を必要とする者
◆認定就労訓練事業 （いわゆる「中間的就労」）
・直ちに一般就労が困難な者に対する支援付きの就労の場の育成（社会福祉法人等の自主事業について都道府県等が認定する制度）

就労に向けた準備が一定程度整っている者
◇生活保護受給者等就労自立促進事業
・一般就労に向けた自治体とハローワークによる一体的な支援

緊急的な支援
緊急に衣食住の確保が必要な者
◆一時生活支援事業　国費２／３
・住居喪失者に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供。シェルター等利用者や居住に困難を抱える者に対する一定期間の訪問による見守りや生活支援
・地域居住支援事業における居住支援法人との連携強化
※ 令和5年10月から地域居住支援事業の単独実施を開始

家計再建支援
家計から生活再建を考える者
◆家計改善支援事業　国費１／２，２／３
・家計の状況を「見える化」するなど家計の状況を把握することや利用者の家計の改善の意欲を高めるための支援（貸付のあっせん等を含む）

子ども支援
貧困の連鎖の防止
◆子どもの学習・生活支援事業　国費１／２
・生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援
・生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援等

その他の支援
◇関係機関・他制度による支援　国費10/10
◇民生委員・自治会・ボランティアなどインフォーマルな支援
◇就労準備支援事業等の実施体制の整備促進　　等

生活困窮者に対する就労支援について

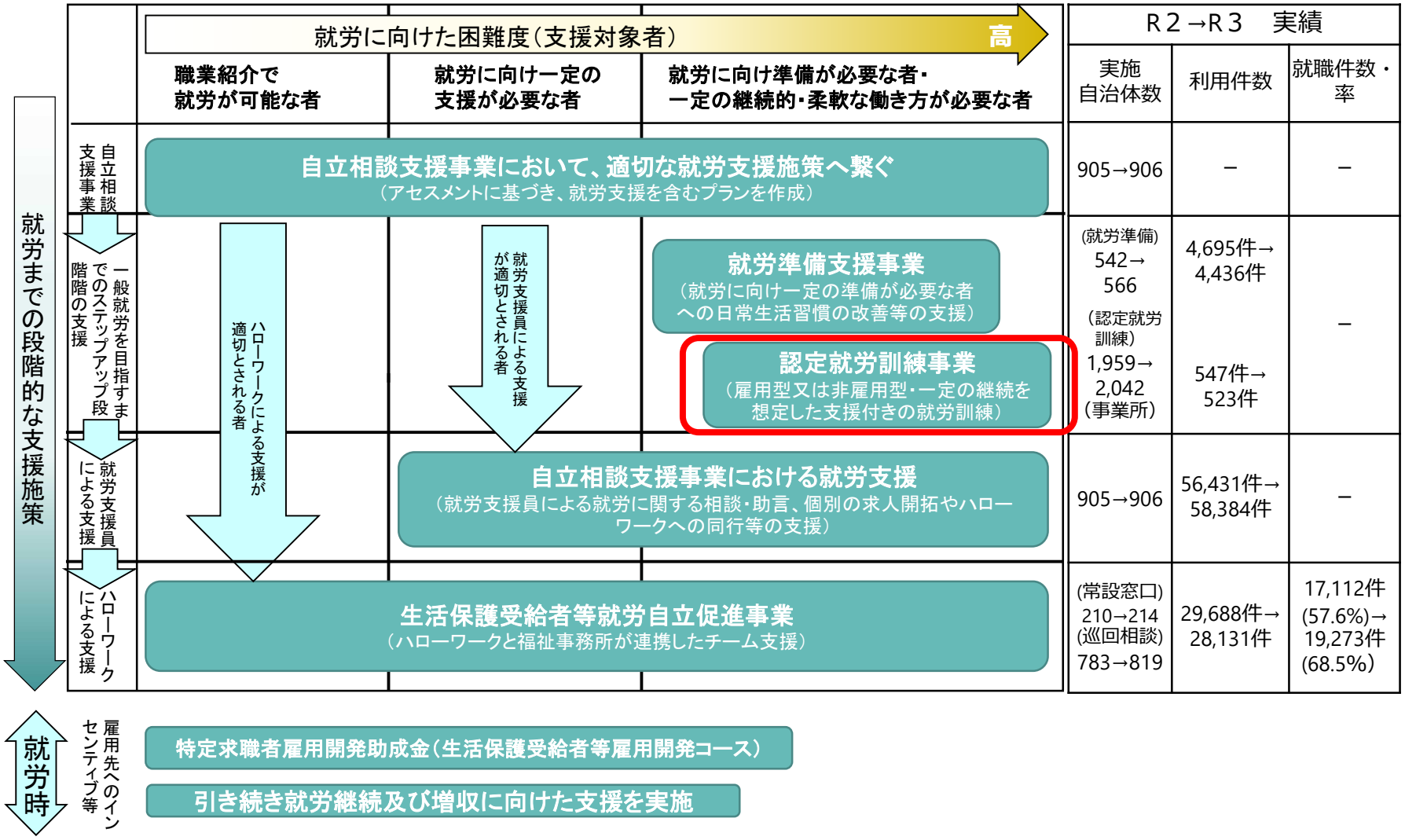

R２→R３　実績		
実施自治体数	利用件数	就職件数・率
905→906	－	－
(就労準備) 542→566 (認定就労訓練) 1,959→2,042 (事業所)	4,695件→4,436件 547件→523件	－
905→906	56,431件→58,384件	－
(常設窓口) 210→214 (巡回相談) 783→819	29,688件→28,131件	17,112件 (57.6%)→19,273件 (68.5%)

子どもの学習・生活支援事業

令和４年度予算　　594億円の内数
補助率　国１／２

○　「貧困の連鎖」を防止するため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援事業を実施。各自治体が地域の実情に応じ、創意工夫をこらし実施（地域資源の活用、地域の学習支援ボランティアや教員ＯＢ等の活用等）。改正法において、生活習慣・育成環境の改善に関する助言や進路選択、教育、就労に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整を加え、「子どもの学習・生活支援事業」として強化。

支援のイメージ

- 将来の自立に向けた包括的な支援 ： 単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けたきめ細かで包括的な支援を行う。
- 世帯全体への支援 ： 子どもの学習・生活支援事業を入口として、必要に応じて自立相談支援事業等と連携することで世帯全体への支援を行う。

→子どもの学習・生活支援を通じて、子ども本人と世帯の双方にアプローチし、子どもの将来の自立を後押し（貧困の連鎖防止）

＜子どもの課題とその対応＞

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面	生活面	親の養育
・高校進学のための学習希望 ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない	・家庭に居場所がない ・生活習慣や社会性が身についていない	・子どもとの関わりが少ない ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援（高校中退防止の取組を含む）

・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
・高校進学支援
・高校中退防止（定期面談等による細やかなフォロー等）　等

生活習慣・育成環境の改善

・学校・家庭以外の居場所づくり
・生活習慣の形成・改善支援
・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援　等

教育及び就労（進路選択等）に関する支援

高校生世代等に対する以下の支援を強化
・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言　等

令和4年度予算（生活支援の充実）

令和４年度予算にて生活習慣・環境改善加算額を400万円増額
→　将来を考えるきっかけとなる職業体験や体験学習、保護者への進路相談会の開催など、より手厚い生活支援を行い、保護者も含めた世帯全体への支援の充実を図る。

将来を考えるきっかけとなる体験活動等に取り組んでいる事例

○　東京都足立区では、生活困窮者自立支援法が施行される以前から、子どもの学習・生活支援事業の前身となる「居場所を兼ねた学習支援」を実施しており、きめ細かい生活支援や、地域と連携した将来を考えるきっかけとなる体験活動等の実施に加え、家庭の情報共有と課題解決支援などに取り組み、子どもを入り口に世帯全体への支援に取り組んでいる。

東京都足立区

● 実施方式

実施方法：集合型＋訪問型

委託先：NPO法人キッズドア、NPO法人カタリバ

事業費：161,442千円（国庫補助額40,925千円）

支援実績：主に週６日。区内４拠点。

対象世帯：生活保護受給世帯、就学援助制度利用世帯、児童扶養手当受給世帯、ひとり親世帯　等

対象年齢：中学生及び高校生等

（ワークショップ）

● 利用者のうち中学３年生の進学先

進学決定率	登録人数（中３）	進学				就職等
		人数	全日制	定時制等	その他	
１００%	７３	７３	４６	２２	5	0

きめ細かい生活支援等

- **居場所の提供、体験活動等**：企業見学・職業体験や農業体験、学校見学や地域の祭り、ボランティア活動等、さまざまな活動を行っている。活動にあたっては、アーティストやクリエーターによるイベントや、地元の飲食店によるワークショップ等、地域の町会・自治会、社会奉仕団体、NPO、ボランティア等と連携し、メニューを充実させている。また、課題を持つ子どもにとって今後学ぶべきお金や性についてのリテラシーを育むプログラムを、企業や団体の協力を得て実施している。
- **個別支援**：登録しても参加がない利用者へ相談員を派遣して利用を促し、必要に応じてＳＳＷ、CW等と連携して対応するほか、他の支援機関に繋げる。
- **養育者・世帯支援**：保護者相談会等の開催や、電話・メールによる個別相談も随時実施し、学習や家庭の悩みを聞くとともに、奨学金等の情報提供・制度の紹介、各種制度（利用勧奨、提出資料の作成支援、同行支援等）の利用を促すほか、必要に応じて他の支援機関に繋げている。
- **主な連携先**：中学校、高校、子ども食堂、フードバンク、地域企業等、児童相談所、民生委員　等

● 生活支援等の効果

- 子どもたちの自己肯定感の向上・夢や目標が持てるようになる。
- 子ども食堂・フードバンクと連携することで新たな支援対象の把握に繋がる。また、体験活動を地域と連携することで地域の見守りネットワークが形成される。さらに、児相と連携しておくことで緊急時の連携が円滑となる。

（出典）令和２年度社会福祉推進事業「子どもの学習・生活支援事業の支援効果を高める連携手法等に関する調査研究事業　報告書」及び厚労省調べにより作成、区の概要や事業費は令和3年10月31日時点